

津和野町個別商業包括的支援事業補助金交付要綱

令和3年5月1日改正

別表

事業の名称	事業の内容	対象経費
デザイン開発支援事業	<p>中小企業者の意欲的な商品開発プロジェクトを対象に、デザイン開発を支援することで、消費者の視点に立った付加価値の高い商品開発、品質・デザイン性・機能性に優れた商品の開発、また、一連の商品開発プロセスを通じた企業の商品開発力の向上を促進するため、商品開発に係るデザイン等の取り組みに対して必要な経費の一部を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品のパッケージ、ネーミングの改良・開発のためのデザイン費</li> <li>・リーフレットのデザイン費</li> <li>・ホームページの作成費</li> </ul>	<p>デザイン委託費 コンサルタント費等</p> <p>新規の製作及び大幅刷新に係る経費を対象とし、定期的かつ簡易な更新は除く。</p> <p>(1/2以内、限度額10万円)</p> <p>ただし、事業者が令和3年中に新型コロナウイルス経済対策の一環として一般社団法人津和野町観光協会の実施する施策と連携して実施するホームページの新設及び大幅刷新に係る経費については、助成率を4/5以内とし、1事業者が受けることのできる助成額の限度は20万円以内とする。</p>

<p>新型コロナウイルス感染症対策 新商品試作開発支援事業</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症感染拡大による地域経済停滞を解消するため、ネット販売を始めとする多様な販売形態・販路拡大を目指し、3日を超える保存期間を実現する飲食物の新商品開発を促すため、新たに開発する飲食物の試作に必要な経費のほか、当該商品の試験販売の実施に必要な経費を助成する。</p> <p>・補助期間：令和4年3月10日まで</p>	<p>飲食物の新商品試作に係る経費等</p> <p>① 試作に係る諸経費（光熱水費、燃料代、人件費）として一律5万円</p> <p>② 原材料費、消耗品費（3万円未満のもの／パッケージ検討に係る包材等の取り寄せについては、サンプルとして取り寄せる最小ロットまでを対象とする）、町内加工所の使用にかかる経費、レトルト製造機・CAS機能付き急速凍結装置の使用料、食品検査料、パッケージ等のデザイン費等の試作に必要な経費</p> <p>③ 試作品の試験販売に関する経費 （10/10助成、1事業者につき限度額20万円、年度内1回限りとする。）</p>
---------------------------------------	---	--

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。